

宮崎市監査委員	阪元 勇
宮崎市監査委員	松浦 史典
宮崎市監査委員	上田 武広
宮崎市監査委員	函師 勝幸

定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

- 1 宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類
地方自治法第199条の規定に基づく定期監査
- 3 対象
教育委員会（企画総務課、学校施設課、学校教育課、教育情報研修センター、生涯学習課、保健給食課、文化財課）の令和4年度及び令和5年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
 - (1) 実施場所 関係各課及び監査室
 - (2) 日 程 令和5年12月11日から令和6年2月22日まで
- 7 結果
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。
ただし、次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められた。
 - (1) 旅費について、算定誤りにより過大に支給したものや、最も経済的な方法により旅行した場合の旅費となっていないものがあった。
（企画総務課）
 - (2) 行政財産目的外使用料、自動販売機設置に係る電気使用料等について、算定誤りや算定漏れにより、過大または過少に徴収しているものや使用料を徴収していないものがあった。
（学校施設課、教育情報研修センター、生涯学習課）

- (3) 収入金について、直接現金を収納するときは直ちに指定金融機関等に払い込まなければならないところ、令和5年3月1日に収納した現金を同月13日に払い込んでいた。(学校施設課)
- (4) 就学援助学用品・通学用品費について、月割の金額を誤り過少に支給しているものがあつた。(学校教育課)
- (5) 委員報酬について、出席した会議の時間が2時間未満のときは報酬は2分の1の額とされているにもかかわらず、従事証明が日数単位のために時間の確認ができず、また、実際には2時間未満の会議において全額を支給しているものがあつた。(学校教育課)
- (6) 運営費補助金について、交付要綱には補助対象の始期に係る規定がないにもかかわらず、交付決定日前の事業費を含めて交付していた。(生涯学習課)
- (7) 契約保証金について、財務規則第105条第1項第6号の規定に該当しないにもかかわらず、同号を適用して免除しているものがあつた。(保健給食課)
- (8) 業務委託について、仕様書・設計書が契約内容に対して不十分な記載、積算となっており、また、予定価格書、見積書には単価のみが記載され、総額が記載されていないものがあつた。(保健給食課)
- (9) 行政財産目的外使用において、使用許可は教育長名で、使用料の減免は市長名で決定すべきところ、市長名の許可証にて使用許可と使用料の減免をまとめて決定していた。(文化財課)